

平成30年度 第1回 京丹波町教育委員会定例会 議事録

- I 開催日時 平成30年4月5日(木) 午前11時から
- II 開催場所 和知ふれあいセンター 2階会議室
- III 出席委員 松本和久教育長 藤田道子教育長職務代理者 竹吉美公委員
上田明成委員 竹内裕子委員 津田勝二委員
※ 欠席した委員 なし
- IV 出席説明者 堂本光浩教育次長兼学校教育課長 山根美智代社会教育課長
西田三郎教育委員会参与 片山幸男学校教育課教育振興室長
四方妃佐子学校教育課学校教育係長
- V 傍聴者 なし

【会議内容】

- 1 開会(司会:教育次長)
- 2 教育長挨拶・近況報告
【教育長】 開会あいさつの後、近況報告を行った。
(近況報告内容)
 - (1) 教育長の動向について
 - (2) 町・町教育委員会関係の会議について
 - (3) 町議会について
 - (4) 主な報告事項について
 - ・町職員人事異動に伴う教育委員会事務局の体制について
 - ・平成30年度の教育振興の重点事項について
- 3 議事録の承認
【教育長】 平成29年度第12回定例会議事録の承認について諮る。
【全委員】 特に意見等なし。
【教育長】 平成29年度第12回定例会議事録について、承認する旨を告げる。
- 4 報告事項

(1) 教育委員会事務局関係報告

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 平成30年第1回京丹波町議会定例会について、及び平成30年度京丹波町教育委員会事務局体制について説明した。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

(2) 学校教育課関係報告

【教育長】 事務局に説明を求める

【事務局】 平成30年度幼・小・中学校職員体制及び学級編成について、及び平成30年度京丹波町教育の指針について説明した。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 教育の指針について、4月から各校の教育の拠り所とするならば、根本の理念等はずっとすっきりわかりやすいものであってほしいし、各校長にも説明がいてはならないか。

【事務局】 京丹波町教育の指針は、5年前に策定された京丹波町教育振興基本計画に基づき作成しており、教育振興基本計画を今年度中間見直しを行う予定である。今日の社会状況、学習指導要領も大きく変化していることを考えたとき、こうしたことを踏まえた見直しが必要だと認識している。必要な検討をしたいと考えている。

【委員】 教育の指針について、事前に資料をいただき意見等を出す機会があってもよいのではないか。

【事務局】 基本計画の見直し、単年度の指針についても、教育委員の皆様から意見をいただく機会を設けたい。10年先を見据えた基本計画の見直しについて、検討をお願いする。

【教育長】 他に意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

(2) 社会教育課関係報告

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 平成30年4月の社会教育課関係事業等について説明した。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

5 議事

(1) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（学校教育指導主事）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町学校教育指導主事4名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第1号について、原案どおり決することとする。

(2) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育指導員）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員1名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第2号について、原案どおり決することとする。

(3) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育指導員兼学校教育指導主事）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員兼学校教育指導主事1名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第3号について、原案どおり決することとする。

(4) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育委員）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育委員の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第4号について、原案どおり決することとする。

(5) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町スポーツ推進委員）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町スポーツ推進員16名の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第5号について、原案どおり決することとする。

(6) 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町公民館の館長及び主事）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町公民館の館長及び主事の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第6号について、原案どおり決することとする。

(7) 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町立学校・幼稚園の学校（園）医の委嘱の変更）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立学校・幼稚園の学校（園）医、学校（園）歯科医及び学校（園）薬剤師の委嘱の変更を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

先月の定例会において、平成30年度の学校（園）医等の委嘱について承認されたが、その後、諸事情により一部を変更する必要が生じたため、専決処分を行ったもの。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第7号について、原案どおり決することとする。

6 協議事項

(1) 次回定例会の開催について

【教育次長】平成30年度第2回定例会の開催日時について調整をお願いする。

【全委員】調整の結果、5月15日（火）午前9時30分から和知支所で開催することで決定した。

(2) その他

【事務局】当面の教育委員会関係会議及び研修会の日程について説明した。

【委員】新学習指導要領における先行実施、認定こども園の設立、小学校及び中学校における「特別の教科 道徳」の実施など、私たち教育委員が関わって考えなければならないことがたくさんあり、研修することの必要性を痛感している。

【事務局】学習指導要領を準備し、お配りさせていただくのでご活用いただきたい。

7 教育長職務代理者閉会宣言

（午後0時10分閉会）以上

■ 教 育 長

■ 教育長職務代理者

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

(調製者 教育次長 堂本 光浩)